



地域おこし協力隊活動日誌 vol.17

秋のバーベキューはいかがですか？

飛雪の滝キャンプ場がリニューアルして早いもので半年。運営スタッフとしてはゴールデンウィーク、夏休みの繁忙期を乗り切ったところです。

8月には、特産品である飛雪米を使ったカレーとナメコを使ったそうめんの提供をさせていただきました。宿泊以外の人も多く来場される場所なので、もっと親しんでもらいたいと思い、今回の飲食物販売に踏み切りました。ほかのスタッフはもちろん地元の方にもメニュー開発の段階から関



バーベキュースペース

わっていただき、なんとか形にすることができました。まだ企画段階ですが、今後も何かしらの形で飲食物を提供していければと思います。

もう一つ、夏場はやはりシーズンなのか、バーベキュー目的で来られる方も予想以上に多かったです。屋根のついたバーベキュー専用のスペースがあり、お肉も事前予約でご用意できます。利用していただいた方からは「食材持ってこなくていいのは便利」とのお声も。売店では紙皿やタレなども販売していて、手ぶらで来ていただいてもバーベキューができるようにしています。秋のシーズンに、滝を望みながらのバーベキューもおすすめです！ぜひキャンプ場にお越しください。

飛雪の滝キャンプ場 ホームページを公開中！

飛雪の滝キャンプ場の四季折々の風景や活動内容、イベント情報のお知らせなど、随時更新しています。



飛雪の滝キャンプ場ホームページ

Police 紀宝警察署 からのお知らせ

「民事介入暴力巡回無料法律相談」を開催します

暴力団からの不当な要求や嫌がらせなどにお困りの方に対し、専門的な相談を取り扱うセンター相談員をはじめ、警察官や弁護士が直接みなさんからの相談をお聞きします。

相談は無料で、秘密は厳守します。(予約不要)

◆開催日 10月31日(水) 午後1時～4時

◆開催場所 紀北町東長島公民館2階

◆お問い合わせ先

暴力団追放三重県民センター (☎0120-31-8930)

—— 紀宝警察署 (☎33-0110) ——

Resources ごみは資源 のコーナー

家庭用粗大ごみ(秋)の戸別訪問収集が始まります

10月から11月にかけて、粗大ごみの戸別収集を行います。地区によって収集日が決まっていますので、期限厳守のうえでお申し込みください。

詳しくは、今月号に折り込まれているチラシ「家庭用粗大ごみ戸別訪問収集について」をご覧ください。

お願い♪

粗大ごみを出す際には、「粗大ごみ」と大きく張り紙をし、当日午前8時30分までに、わかりやすい場所に置いてください。



いのおおらん
コウキくん

— 役場環境衛生課 (☎33-0338) —

65歳以上のみの世帯は町管理がお得です

浄化槽の管理を町に任せてみませんか？

浄化槽は、設置した後の保守点検、清掃、法定検査といった維持管理を行っていくことで、きれいな水質を保つことができます。

町が行っている町営浄化槽整備推進事業では、事業開始前に既に設置済みの合併処理浄化槽について、町に維持管理を希望される場合、寄付という形で浄化槽の所有権を町に移管いただくと、町が責任を持って維持管理を行っていく、『寄付採納制度』を行っています。

町に浄化槽を寄付し、維持管理を希望される場合、下記の表①にある使用料を月々お支払いいただきます。また、同事業では、65歳以上のみの世帯などを対象に、使用料の減免(表①参照)も



環境衛生課 中野良太

町営浄化槽のここがポイント!!

家族構成が変わったときは

月々の使用料が2,000円(5人槽)になる高齢者減免は、65歳以上の方のみの世帯が対象となります。

減免の対象となった後で、65歳未満のお子さんやお孫さんと同居を始めたなど、家族構成が変更になった場合は、忘れずに役場環境衛生課までご連絡いただき、手続きを済ませてください。

行っており、この場合、個人で維持管理を行うより、使用料がお得ですので、ぜひ、この機会にご検討ください。
▼詳しくは、役場環境衛生課(☎33-0338)までお問い合わせください。

表① 月々の使用料

浄化槽の種類	通常	65歳以上のみの世帯
5人槽	3,800円	2,000円
7人槽	4,800円	2,500円
10人槽	6,200円	3,100円

※11人槽以上の使用料については、役場環境衛生課までお問い合わせください。

Pet シリーズ ペットと暮らす その10 ~いつまでもいっしょに~ 今月のテーマ ルールを守って楽しく散歩♪



ほ とんどの犬は、散歩を心待ちにしています。適度に散歩すると、犬はいい気分転換になり、ストレスが原因のむだ吠えやイタズラなどが減るかもしれません。適度な散歩時間は、犬種や年齢、健康状態により異なりますが、少し疲れた様子を見せるくらい散歩できれば、犬も満足してくれるでしょう。散歩中のマナーとして、散歩中などにフンをした場合、きちんと持ち帰って処理しましょう。尿も放置してしまつと強い臭いがします。尿を洗い流せるよう、水を入れたペットボトルを用意するなど気配りを心がけましょう。県の条例で放し飼いは禁止されています。犬の散歩中は、必ずリードをつないでください。「うちの犬はおとなしいから大丈夫」と思われているかもしれませんが、小さな犬でも怖いと思う方がいますし、不測の事態にどんな行動をとるかわかりません。犬の事故、もしくは犬による事故を未然に防ぐため日ごろから気をつけましょう。▼詳しくは、役場環境衛生課(☎33-0338)までお問い合わせください。